

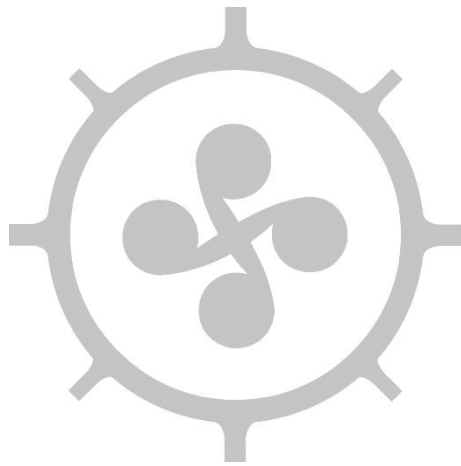
# 第3期 普代村高齢者福祉計画



松家 圭輔さん「海深く魚肥ゆる三陸」

令和6(2024)年3月

岩手県 普代村



### 「障がい」の表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、告示の名称、法令からの抜粋、既に存する計画名については、そのままの表記とします。

## はじめに

「住み慣れた地域でいつまでも健やかに、  
安心して暮らせる村づくり」の実現に向けて



本村においては、令和3年（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「第2期普代村高齢者福祉計画」を策定し、「住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせる村づくり」を基本理念として、介護予防や認知症対策、高齢者の生きがいがづくり・通いの場づくり等に取り組んでまいりました。

この間、我が国における高齢化の状況はさらに進展しており、令和4（2022）年10月1日現在の65歳以上人口は3623万6千人で、前年に比べて2万2千人増加し、高齢化率29.0%と過去最高となっています。また、2050年には、65歳以上人口が総人口の半数以上を占める市区町村が30%を超えると推計されています。

本村における高齢化の状況は、令和4（2022）年9月末現在の高齢化率が44.1%で、国を15ポイント上回る状況で進展しています。さらに、2050年には高齢化率63.4%となり県内市町村で最も高くなると推計されており、特に75歳以上人口が総人口に占める割合は44.6%と、高齢化はこれまで以上の速度で進むことが予測されています。

このような状況から、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年のさらにその先、「団塊ジュニア世代」が75歳以上となる2050年を見据えた取り組みが求められています。

この計画では、介護予防や認知症対策、高齢者の生きがいがづくり・通いの場づくり等の取組を強化するとともに地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの推進を図り、第2期計画から継承する基本理念「住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせる村づくり」の実現に向けて、村民の皆様や関係機関等と手を取り合い、高齢者福祉施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご助言・ご提言を賜りました計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました村民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

普代村長 柗屋 伸夫

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨 ..... 1
2. 計画の位置づけ ..... 1
3. 計画の期間 ..... 2
4. 計画の策定にあたっての取り組み ..... 2
5. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係 ..... 3

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 人口と世帯数 ..... 4
2. 要支援者・要介護認定者数等の状況 ..... 6
3. 認知症高齢者数の推計 ..... 7
4. 高齢者の就業状況 ..... 8
5. 日常生活圏域について ..... 9
6. 高齢者福祉計画の策定に関するアンケート調査結果概要 ..... 10

## 第3章 第2期計画の振り返り

1. 第2期計画値と実績・評価 ..... 15
2. 課題の整理 ..... 21

## 第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念 ..... 22
2. 基本方針 ..... 22
3. 施策の体系 ..... 23

## 第5章 施策の展開

1. 【基本方針1】高齢者の生きがいづくりと介護予防の充実 ..... 24
2. 【基本方針2】高齢者が安心して暮らし続けられる村づくり ..... 26

## 第6章 計画の推進に向けて

1. 施策の進捗管理 ..... 31
2. 推進体制 ..... 31

## 資料編

1. 用語解説 ..... 32
2. 普代村高齢者福祉計画策定委員会設置要綱 ..... 36
3. 普代村高齢者福祉計画策定委員会委員名簿 ..... 37

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、令和7（2025）年にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上に、令和22（2040）年に「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるなど、今後さらなる高齢化の進行が見込まれています。

本村においては、人口の減少と高齢者の増加が進行しており、令和5（2023）年9月現在の高齢化率は45.1%と、全国平均の29.1%や岩手県平均の35.2%を大幅に上回っています。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれることから、支援ニーズの多様化、地域のつながりの希薄化、家族の介護を理由とした離職、所得格差の広がりなどが生じ、福祉課題は多様化、複雑化していくことが予想されます。

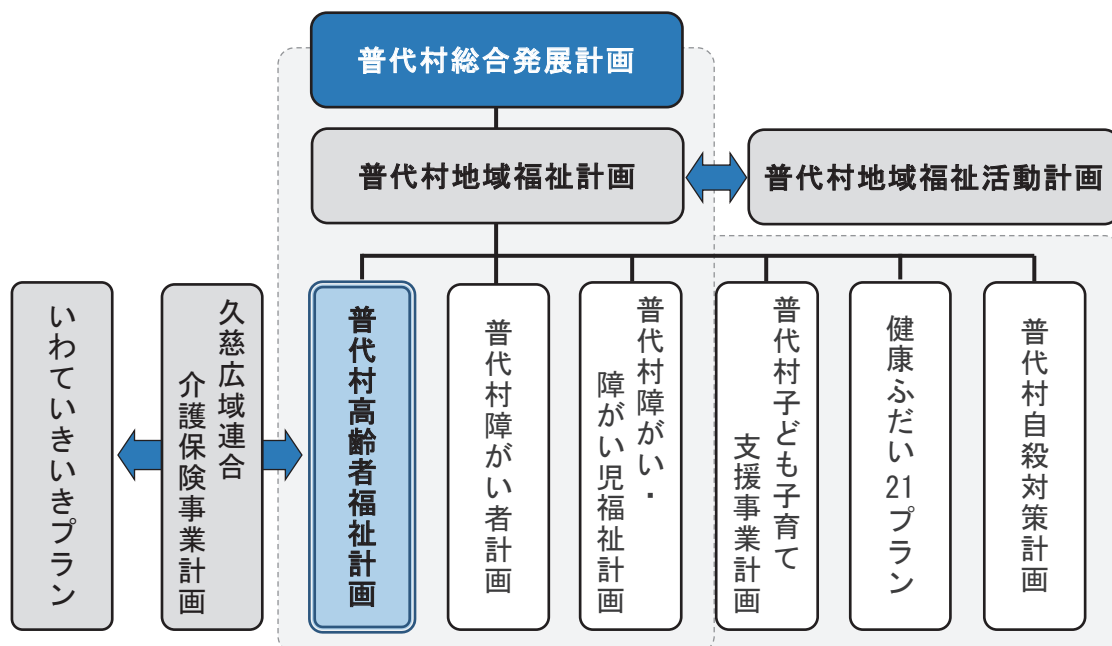
このような状況下、村民や地域の多様な主体が参画し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が一層求められています。

本計画においては、第2期計画での施策等を引き継ぎながら、地域共生社会の中で高齢者が元気に安心して暮らせる社会を目指していきます。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画であり、高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的として策定します。

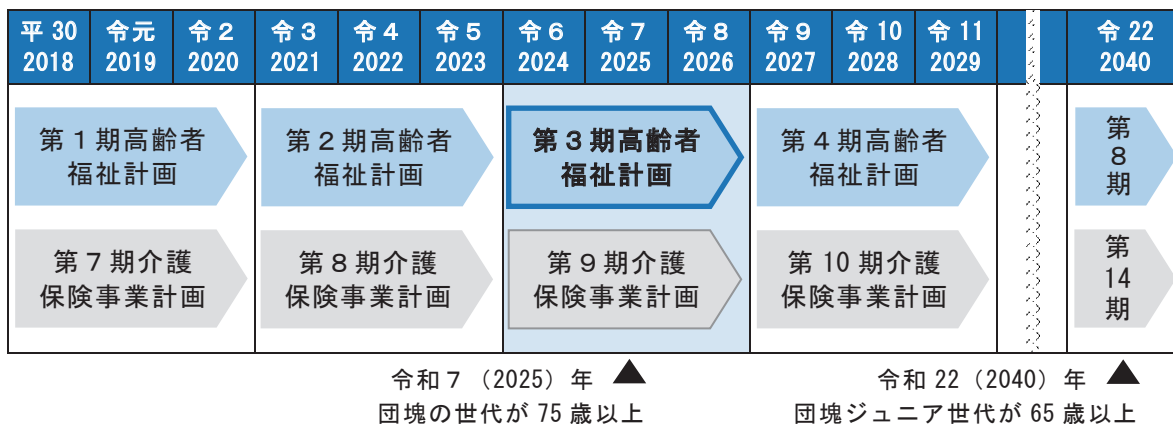
また、本村の最上位計画である「普代村総合発展計画」及び福祉部門の上位計画である「普代村地域福祉計画」やその他関連計画との調和を図りつつ、久慈広域連合が策定する「第9期介護保険事業計画」及び岩手県が策定する「いわていきいきプラン（2024～2026）」との整合性を図りながら策定しました。





### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、社会情勢等の状況に応じて随時改善を図るものとします。



### 4. 計画の策定にあたっての取り組み

高齢者への福祉施策や福祉サービスの在り方について、高齢者はもとより、広く村民のニーズを把握し計画に反映するために、次の取り組みを行いました。

#### 1) 本計画策定委員会での検討

計画策定にあたっては、住民代表や保健福祉関係団体等から構成される普代村高齢者福祉計画策定委員会を設置し、計画案の検討を行いました。

- 第1回 開催日：令和5（2023）年10月23日
- 第2回 開催日：令和5（2023）年11月29日
- 第3回 開催日：令和6（2024）年2月19日

#### 2) アンケート調査の実施

65歳以上の高齢者及び18～64歳の方を対象に、「高齢者福祉計画策定に関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査対象 65歳以上の高齢者及び18～64歳の方600人
- 調査期間 令和5（2023）年7月25日～8月16日
- 調査方法 郵送による調査票の配布及び回収
- 回収結果 240件（回収率40.0%）

#### 3) パブリックコメントの実施

本村のホームページでパブリックコメントを実施し、計画に反映させました。

- 実施期間 令和6（2024）年1月29日～2月13日
- 公表方法 村ホームページへの掲示及び担当課窓口での配布・閲覧
- 提出方法 直接、郵送・ファクシミリ・電子メールでの提出

## 5. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

### 1) 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

SDGs（エスディージーズ）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲載された世界共通の目標です。健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる 17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、令和 12（2030）年までの達成を目指すものです。

### 2) SDGs の取り組みについて

高齢者福祉の推進に関連する目標として、目標 3「すべての人に健康と福祉を」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」などが挙げられます。

本計画においても、村民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、本計画を推進することで、SDGs の目標達成につなげていきます。



## 第2章 高齢者を取り巻く状況

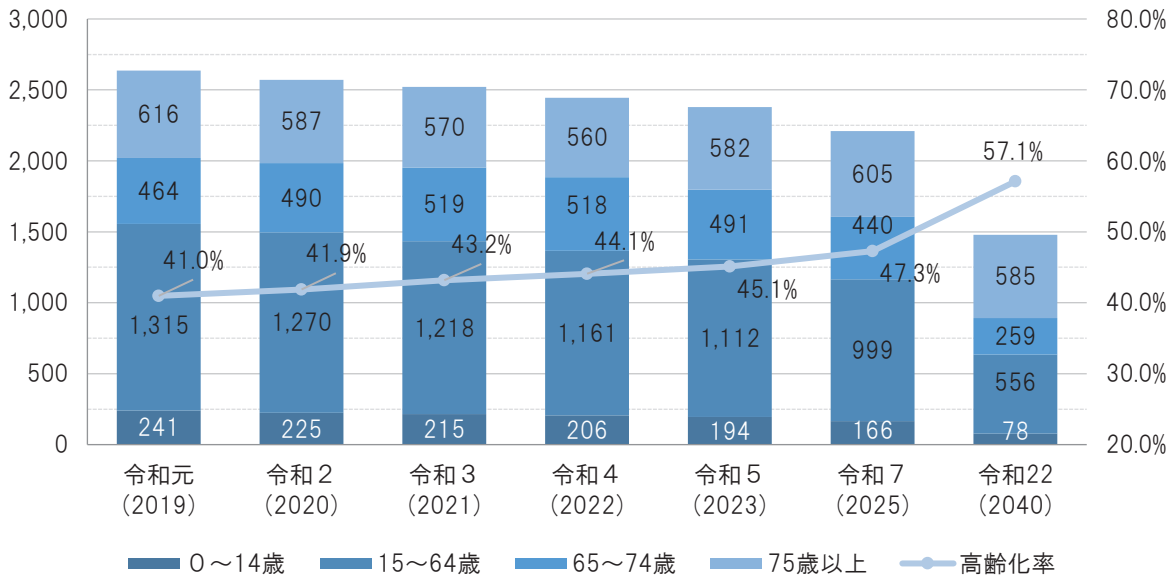
### 1. 人口と世帯数

#### 1) 人口

本村の人口は、令和5（2023）年現在で2,379人となっており、このうち高齢者数（65歳以上人口）は1,073人で、高齢化率は45.1%となっています。

令和2年（2020）年と比較すると、総人口は3年間で193人（△8.1%）減少しており、特に0～14歳の年少人口は△16.0%、15歳～64歳の生産年齢人口は△14.2%とそれぞれ大幅に減少しています。一方で、高齢者数は4人（△0.4%）減少していますが、高齢化率は3.2ポイント上昇しており、高齢化率は上昇を続けています。

年齢区分別人口の推移・推計



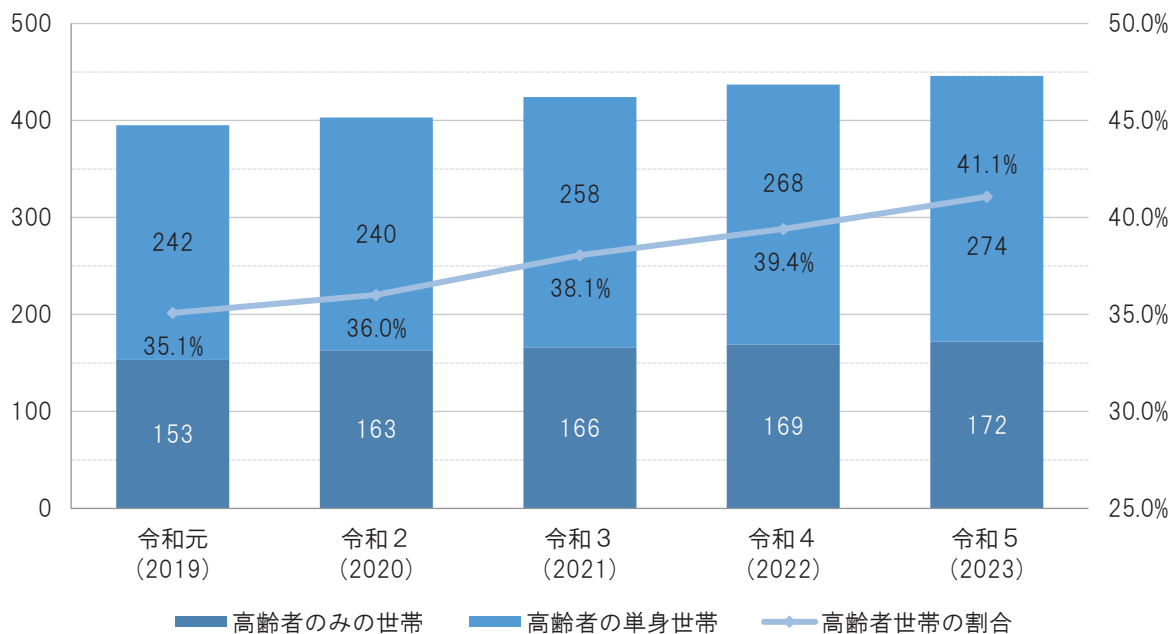
区分	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)	令和22 (2040)
総人口	2,636人	2,572人	2,522人	2,445人	2,379人	2,210人	1,478人
0～14歳	241人	225人	215人	206人	194人	166人	78人
15～64歳	1,315人	1,270人	1,218人	1,161人	1,112人	999人	556人
高齢者数	1,080人	1,077人	1,089人	1,078人	1,073人	1,045人	844人
65～74歳	464人	490人	519人	518人	491人	440人	259人
75歳以上	616人	587人	570人	560人	582人	605人	585人
高齢化率	41.0%	41.9%	43.2%	44.1%	45.1%	47.3%	57.1%
65～74歳	17.6%	19.1%	20.6%	21.2%	20.6%	19.9%	17.5%
75歳以上	23.4%	22.8%	22.6%	22.9%	24.5%	27.4%	39.6%

令和5（2023）年までは住民基本台帳（各年9月30日現在）、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計（各年10月1日現在）



## 2) 世帯数

総世帯数は、令和2（2020）年から令和5（2023）年までの間に33世帯減少しています。一方で、65歳以上の高齢者がいる世帯は増加傾向にあり、総世帯に占める高齢者世帯の割合は、令和5（2023）年9月30日現在で41.1%となっています。



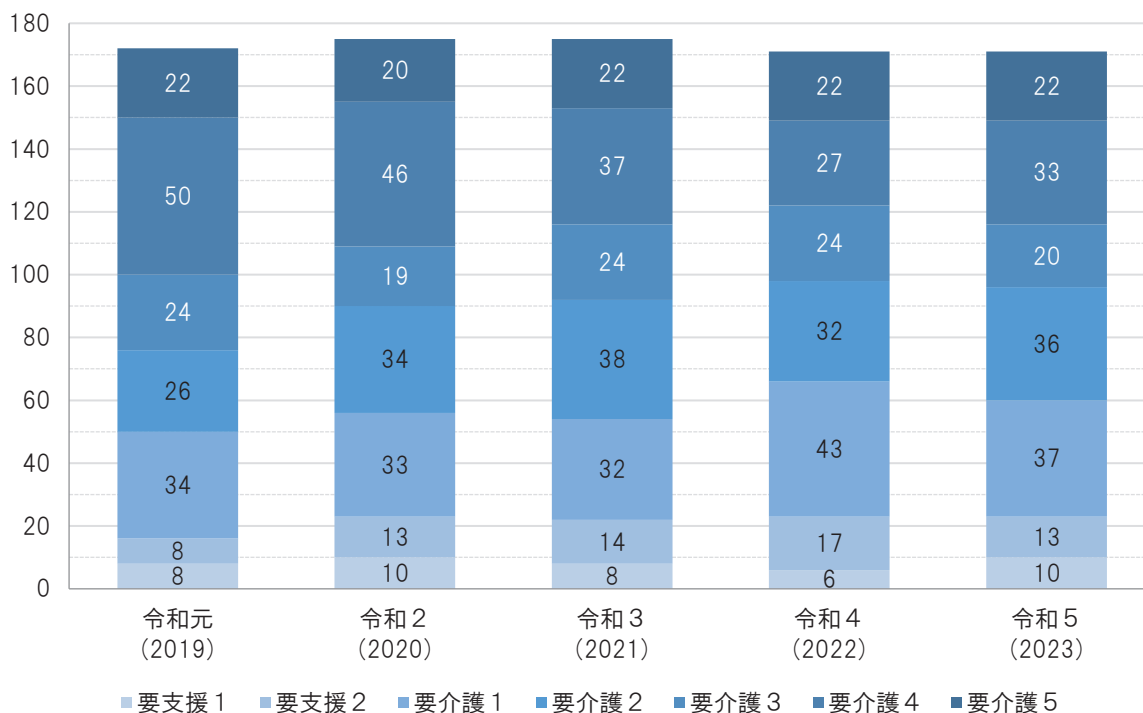
区 分	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
総世帯数	1,126 世帯	1,119 世帯	1,114 世帯	1,109 世帯	1,086 世帯
高齢者のみの世帯(A)	153 世帯	163 世帯	166 世帯	169 世帯	172 世帯
高齢者の単身世帯(B)	242 世帯	240 世帯	258 世帯	268 世帯	274 世帯
高齢者世帯(A)+(B)	393 世帯	403 世帯	424 世帯	437 世帯	446 世帯
高齢者世帯の割合	34.9%	36.0%	38.1%	39.4%	41.1%

住民基本台帳（各年9月30日現在）

## 2. 要支援・要介護認定者数等の状況

要介護等認定者数の推移をみると、令和2（2020）年から令和5（2023）年にかけて若干の減少傾向で推移していますが、後期高齢者の増加に伴い、要介護等認定者数は今後増加することが見込まれます。

要支援・要介護認定者数の推移



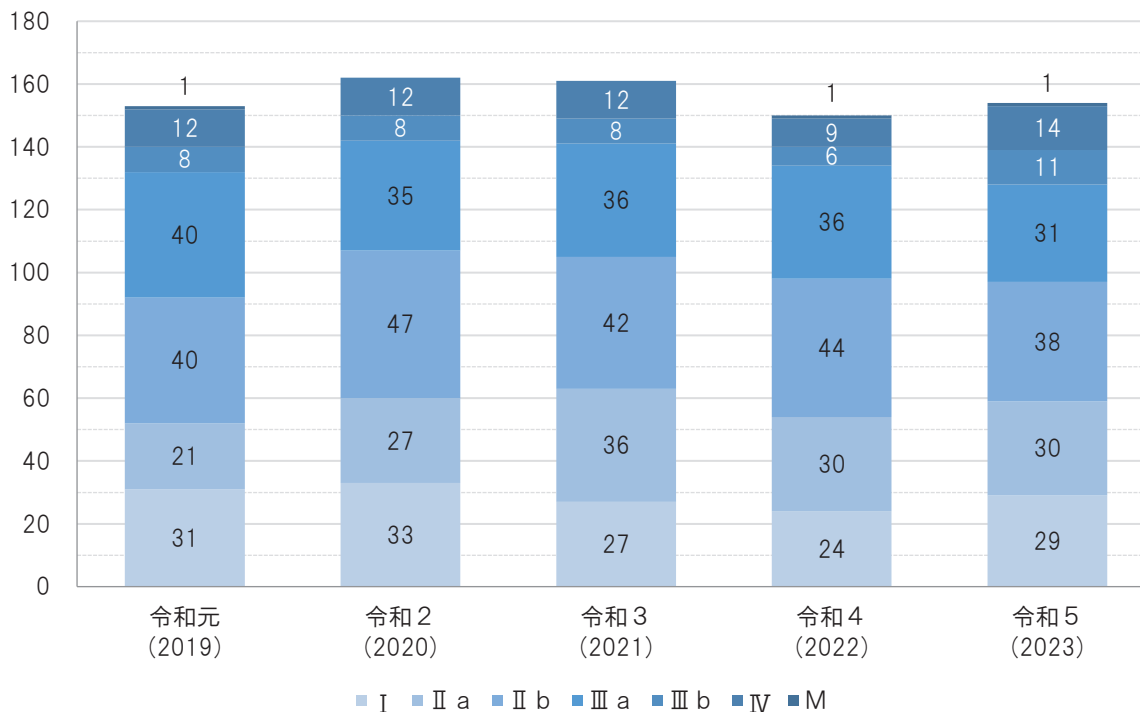
区分	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
要支援1	8人	10人	8人	6人	10人
要支援2	8人	13人	14人	17人	13人
要介護1	34人	33人	32人	43人	37人
要介護2	26人	34人	38人	32人	36人
要介護3	24人	19人	24人	24人	20人
要介護4	50人	46人	37人	27人	33人
要介護5	22人	20人	22人	22人	22人
合計	172人	175人	175人	171人	171人
認定率	15.9%	16.2%	16.0%	15.8%	15.9%

区分	状態の目安
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
要支援2	日常生活に支援が必要だが、支援により介護予防となる可能性が高い
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活の中で部分的な介護が必要
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでは生活が困難
要介護5	生活全般に介護が必要であり、介護がなくては日常生活がほぼ不可能

### 3. 認知症高齢者数の推計

本村において、要介護認定における認知症または認知機能の低下により日常生活に支障を来すような症状・行動がみられる「Ⅱa」以上の方は、令和2（2020）年度時点で129人であり、令和5（2023）年度時点で125人と減少傾向で推移していますが、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想されます。

認知症高齢者の日常生活自立度の推移



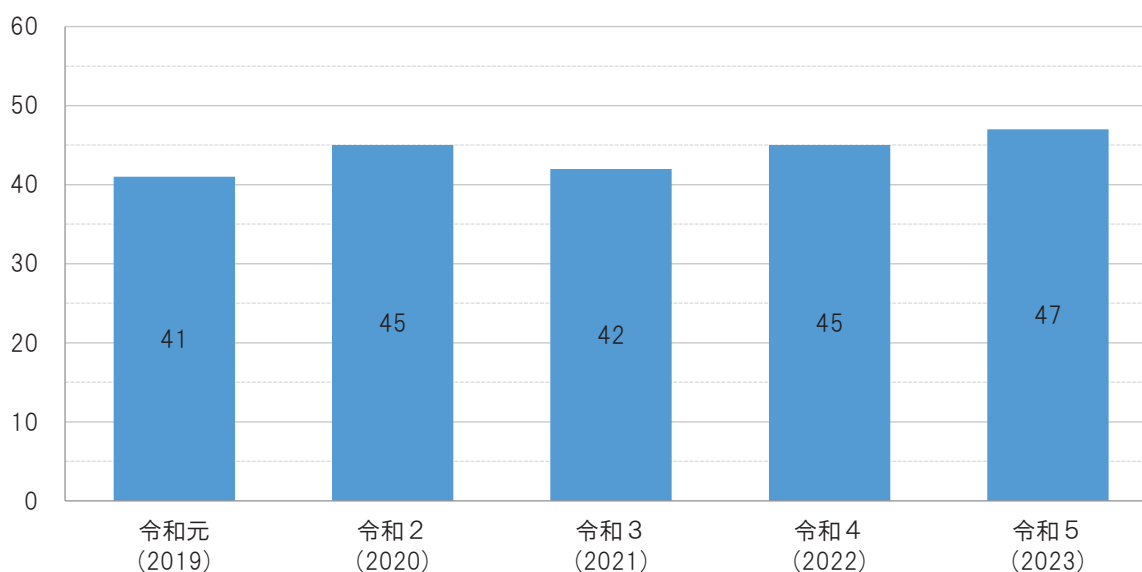
【参考】認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

4. 高齢者の就業状況

シルバー人材センターの会員数は、高齢者数の増加に伴い、増加傾向にあります。

シルバー人材センター会員数の推移



## 5. 日常生活圏域について

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら、安全に安心して暮らし続けることができるよう、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件などを総合的に勘案して、市区町村内を区分するもので、国においては概ね30分以内で活動できる範囲とされています。

本村では、13の行政区がありますが、本計画においては、前計画に引き続き、村全体を一つの日常生活圏域として計画を策定しました。

これに伴い、村民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する「地域包括支援センター」についても、引き続き1か所で運営します。ただし、行政区別にみると萩牛地区や鳥居地区、茂市地区は、65歳以上人口が占める割合が高いなど地域差が存在するため、事業展開においては、地域性を考慮しつつ村民と一体となった事業展開を行うこととします。

行政区名	総人口	高齢者	
		うち高齢者数	高齢化率
黒崎	244人	123人	50.4%
太田名部	252人	125人	49.6%
旭日区	203人	78人	38.4%
中央区	219人	89人	40.6%
上区	271人	131人	48.3%
緑区	194人	77人	39.7%
力持	44人	13人	29.5%
白井	308人	112人	36.4%
堀内	395人	182人	46.1%
鳥居	91人	56人	61.5%
茂市	64人	39人	60.9%
芦渡	66人	30人	45.5%
萩牛	28人	18人	64.3%
合計	2,379人	1,073人	45.1%

住民基本台帳（令和5(2023)年9月30日現在）



## 6. 高齢者福祉計画の策定に関するアンケート調査結果概要

### 1) 調査の設計

調査票作成	高齢者の生活状況や課題、ニーズ等を把握するため、調査票（無記名方式）を作成
調査対象者とサンプル数	本村に居住する 65 歳以上の高齢者、及び 18～64 歳の方 合計 600 人を調査対象者とした
配布・回収方法	郵送による調査票の配布及び回収
回収結果	有効回収数 240 件（有効回収率 40.0%）
調査期間	令和 5（2023）年 7 月 26 日～8 月 16 日

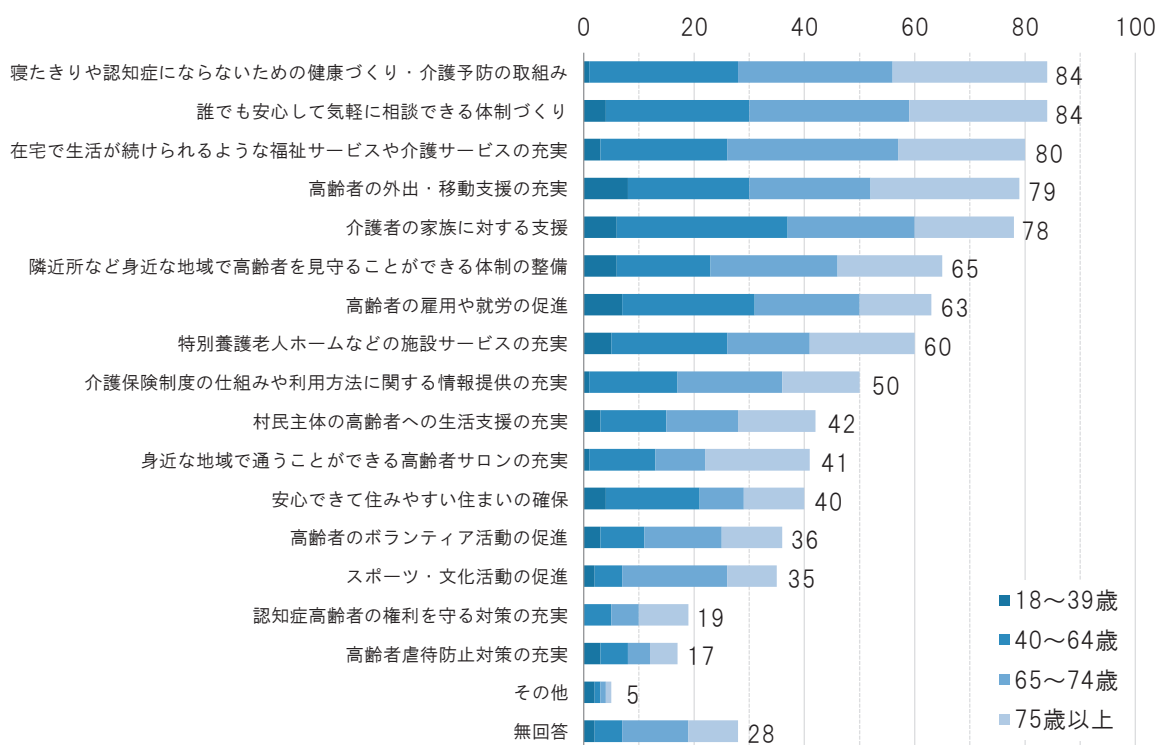
### 2) 結果の概要

高齢者世帯や単身世帯の増加、環境の変化や資源の減少などにより、生活の中で様々な課題が生じています。以下に、本村に求める施策や地域の課題などについて、関連するデータを記します。

#### ■ 高齢社会に向けて、村が重点を置くべきこと

「寝たきりや認知症にならないための健康づくり・介護予防の取組み」、「誰でも安心して気軽に相談できる体制づくり」が最も回答が多く、次いで「在宅で生活が続けられるような福祉サービスや介護サービスの充実」、「高齢者の外出・移動支援の充実」が挙げられています。また、第 2 号被保険者である 40～64 歳は「介護者の家族に対する支援」が最も多い回答となっています。

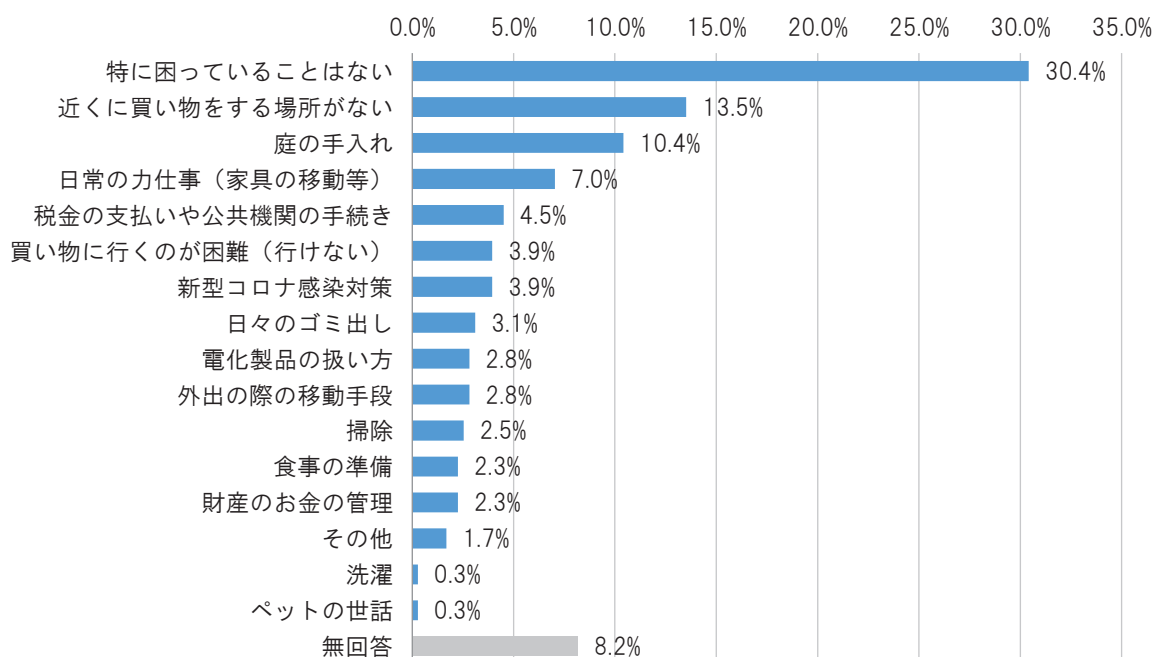
#### ■ 高齢社会に向けて、重点を置くべきこと



■ 日常生活の中での困ったことはありますか

「特に困っていることはない」に次いで「近くに買い物をする場所が無い」、  
「庭の手入れ」が共通した困りごととして多い一方で、介護保険サービスを利用  
している方の困りごとは「財産やお金の管理」、「掃除」、「買い物に行くのが困難  
(行けない)」も挙げられています。

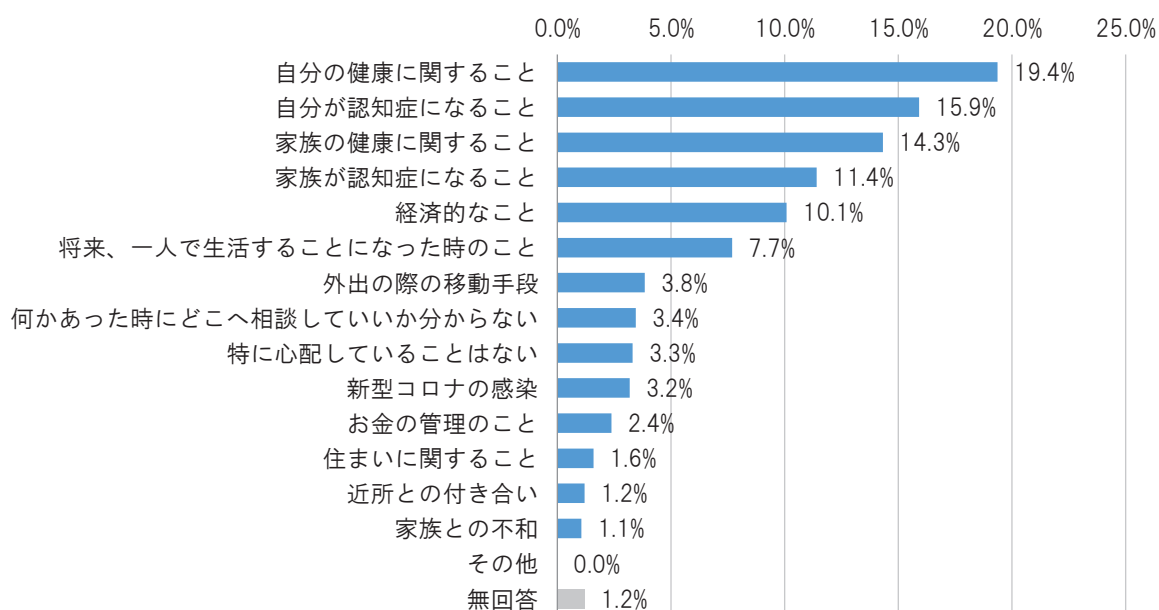
■ 日常生活の中で困ったこと



■ 今後の生活で心配なことはありますか

「自分の健康」、「自分が認知症になること」が上位に挙げられており、次いで  
「家族の健康」、「家族が認知症になること」が上位の回答となっています。

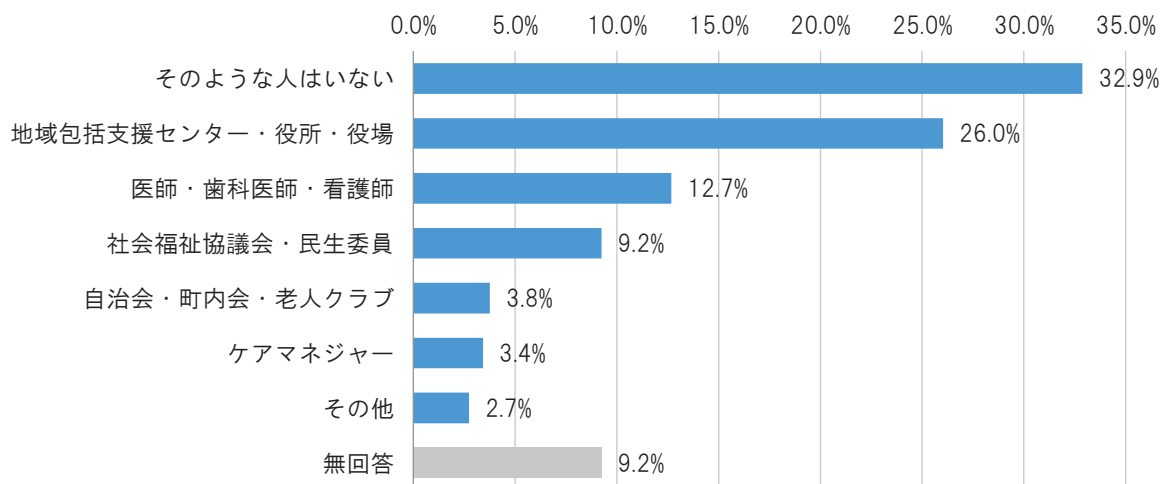
■ 今後の生活で心配なこと



■ (家族や友人・知人以外で) 何かあったときに相談する相手

「そのような人はいない」が最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」の行政関係が挙げられています。

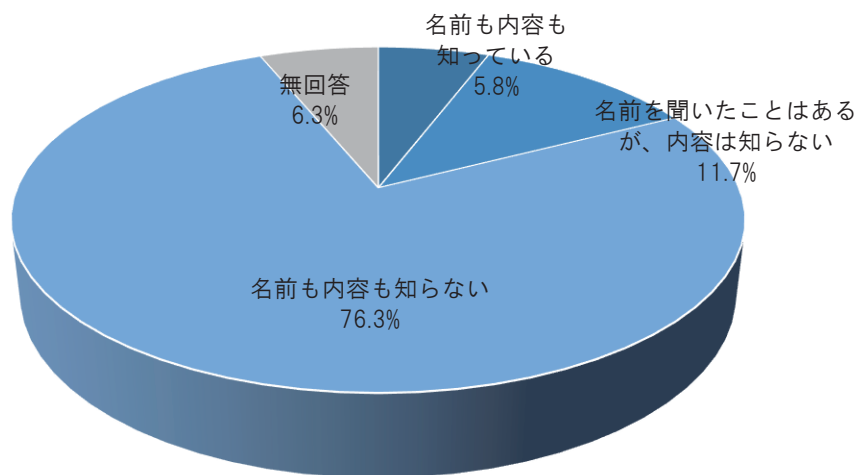
■ (家族や友人・知人以外で) 何かあった時に相談する相手



■ 人生会議またはACP (アドバンス・ケア・プランニング) について知っていますか

「名前も内容も知らない」が最も多く、76.3%と大半を占めています。

■ 「人生会議」または「ACP」について知っていますか

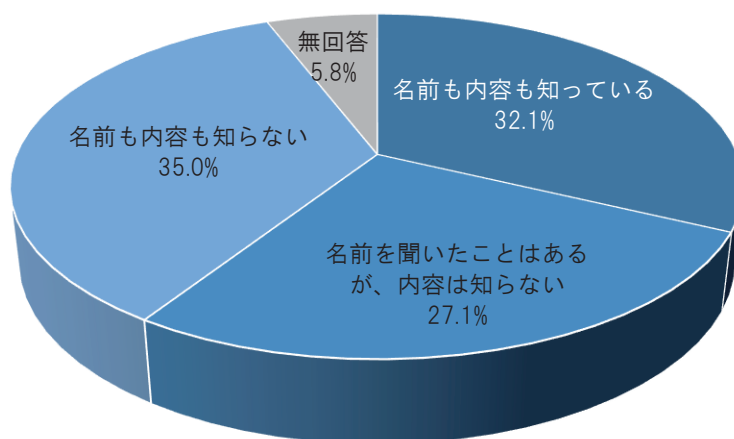


■ 「エンディングノート」について知っていますか。書いたことがありますか。

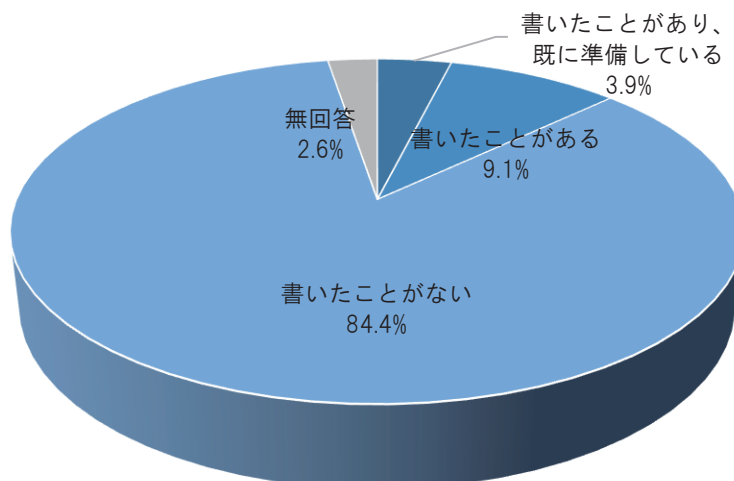
「名前も内容も知っている」が32.1%であり、過半数を超える人が「名前は聞いたことはあるが、内容を知らない」または「名前も内容も知らない」と答えています。

また、「名前も内容も知っている」と回答した人のうち「書いたことがない」人は84.4%であり、ほとんどの方が書いた経験がないと回答しています。

■ 「エンディングノート」について知っていますか



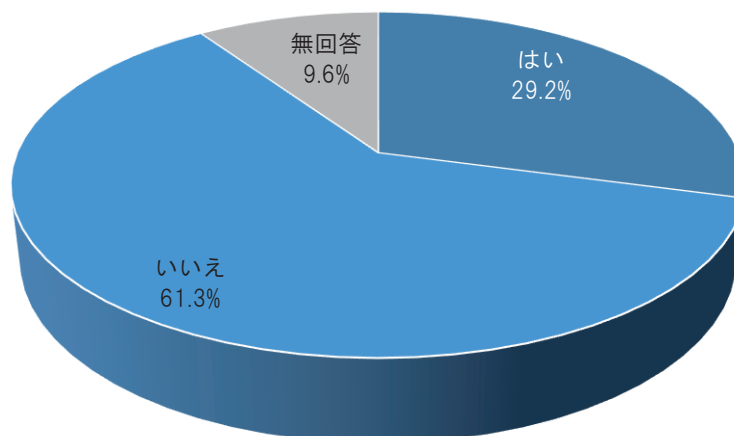
■ 「エンディングノート」を書いたことがありますか



■ 認知症に関する相談窓口を知っていますか

「いいえ（知らない）」が 61.3%と、「はい（知っている）」の 29.2%の倍以上となっています。

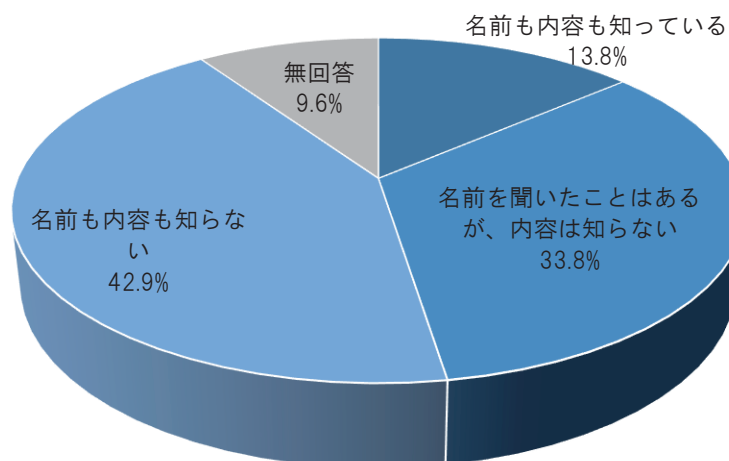
■ 認知症に関する相談窓口を知っていますか



■ 認知症サポーターについて知っていますか

「名前も内容も知っている」が 13.8%であり、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」または「名前も内容も知らない」を大きく下回っています。

■ 認知症サポーターについて知っていますか





## 第3章 第2期計画の振り返り

### 1. 第2期計画値と実績・評価

第2期計画における各施策の実績・評価は次のとおりです。達成状況や課題などを踏まえ、第3期計画を策定します。

評価：◎達成できた ○概ね達成できた △達成はやや不十分 ×全く達成できなかった

#### 1) 高齢者の多様な生きがいがづくりの支援

##### 【ふれあいサロン参加者数】

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
ふれあいサロンの数(団体)	目標	3	6	10
	実績	3	4	9
	評価	◎	○	○
参加者延べ人数(人)	目標	45	90	150
	実績	75	33	100
	評価	◎	△	○

《評価》 目標を概ね達成しました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

##### 【ボランティア育成】

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
シルバーリハビリ体操指導者養成講座修了者数(人)	目標	5	5	5
	実績	1	2	0
	評価	△	△	×

《評価》 目標に対して十分な達成はできませんでした。実績に繋がるようニーズの把握に努めるとともに具体的な取組の検討及び実施に努めます。

【シルバー人材センター会員数】

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
登録者数 (人)	目 標	46	48	50
	実 績	42	45	47
	評 価	○	○	○

《評価》 目標を概ね達成しました。登録者の増加に向けて引き続き取組を継続します。

2) 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

【介護予防把握事業相談件数】

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
相談件数 (件)	目 標	432	432	432
	実 績	332	563	478
	評 価	○	◎	◎

《評価》 目標を達成しました。介護予防普及啓発事業と連動した取組の実施を継続します。

【介護予防普及啓発事業実施回数】

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
開催回数 (回)	目 標	26	26	26
	実 績	13	36	36
	評 価	△	◎	◎
参加者延べ人数 (人)	目 標	260	260	260
	実 績	76	292	309
	評 価	△	◎	◎

《評価》 目標を達成しました。介護予防把握相談事業と連動した取組の実施を継続します。

【生活支援サービス実施回数】

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
提供サービス数 (件)	目 標	2	3	3
	実 績	1	2	2
	評 価	△	○	○
利用者延べ人数 (人)	目 標	72	120	120
	実 績	9	48	58
	評 価	△	△	△

《評価》 目標の達成には不十分でした。サービス提供の体制整備の検討・協議を進め、サービス提供の充実に努めます。

3) 高齢者が安心して暮らし続けられる村づくり

【地域でともに支え合う体制づくりの推進】

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
生活支援コーディネーター (人)	目 標	2	2	2
	実 績	2	2	2
	評 価	◎	◎	◎
看護・介護・保育職養成奨 学資金貸付制度利用による 育成者数 (人)	目 標	1 以上	1 以上	1 以上
	実 績	2	2	1
	評 価	◎	◎	◎

《評価》 目標を達成しました。引き続き人材育成に向けた体制の整備・充実を実施します。

【見守り体制の充実】

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
協定締結事業者数 (社)	目 標	4	5	5
	実 績	4	5	6
	評 価	◎	◎	◎

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
ボランティア団体数(団体)	目 標	1	1	2
	実 績	1	1	1
	評 価	◎	◎	○

《評価》 目標を達成しました。特にボランティア団体数については、増加に向けた取組について検討し、体制の充実に努めます。

【安全で快適に暮らせる生活環境の整備】

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
福祉有償運送・移送サービス利用者数(人)	目 標	110	112	115
	実 績	135	168	180
	評 価	◎	◎	◎
緊急通報体制整備事業利用者数(人)	目 標	8	9	10
	実 績	3	6	8
	評 価	△	○	○
配食サービス利用者数(人)	目 標	30	32	34
	実 績	37	43	52
	評 価	◎	◎	◎

《評価》 目標を概ね達成しました。緊急通報体制整備事業は、利用増加に向けて、ニーズの把握とともに適切な運営体制の整備に努めます。

【家族介護支援策の推進】

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
認知症カフェ開催回数(回)	目 標	12	12	12
	実 績	10	4	9
	評 価	○	△	○

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
おむつ支給事業 (人)	目 標	8	9	10
	実 績	10	16	19
	評 価	◎	◎	◎

《評価》 目標を概ね達成しました。認知症カフェについては、定期的な開催が行えるよう体制の整備に努めます。

**【認知症の理解を深めるための知識の普及・啓発】**

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
認知症サポーター養成数 (人)	目 標	10	10	10
	実 績	0	33	63
	評 価	×	◎	◎

《評価》 目標を達成しました。認知症理解の普及・啓発に向けた取組を継続して実施します。

**【認知症バリアフリーの推進】**

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
認知症サポーター・ステップアップ講座開催回数(回)	目 標	0	1	1
	実 績	0	0	1
	評 価	—	×	◎

《評価》 目標を概ね達成しました。今後も定期的な開催が行えるよう体制の整備に努めます。

**【成年後見制度の周知及び利用促進】**

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
権利擁護等周知の機会(回)	目 標	1	1	1
	実 績	1	1	1
	評 価	◎	◎	◎



《評価》 目標を達成しました。今後も権利擁護等周知を定期的に行い、利用促進を図ります。

【高齢者虐待防止の普及・啓発】

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
広報等による周知（回）	目 標	1	1	1
	実 績	1	1	1
	評 価	◎	◎	◎

《評価》 目標を達成しました。今後も広報活動を継続し、高齢者虐待防止の普及・啓発に努めます。

【在宅医療・介護の連携促進】

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
医療介護関係者の研修（回）	目 標	1 以上	1 以上	1 以上
	実 績	2	1	1
	評 価	◎	◎	◎
終末期医療等に関する村民向け講座開催回数（回）	目 標	1 以上	1 以上	1 以上
	実 績	3	3	3
	評 価	◎	◎	◎

《評価》 目標を達成しました。特に終末期医療等に関する村民向け講座については、ニーズを適切に把握しながら、更なる開催実施に向けた検討を図ります。

【災害や感染症対策に係る体制整備】

項 目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
避難行動要支援者名簿登録率（％）	目 標	50%	60%	70%
	実 績	0%	35%	46%
	評 価	×	○	○

《評価》 目標を概ね達成しました。避難行動要支援者名簿の登録率向上に向け、現状把握しつつ登録作業を促進します。

## 2. 課題の整理

第2期計画期間である令和3（2021）年度から令和5（2023）年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、当初見込んでいた施策展開が鈍化したものもありましたが、「達成できた」、「概ね達成できた」の項目も多くありました。

特に、「介護予防普及啓発事業」、「福祉有償運送・移送サービス事業」、「配食サービス事業」は計画目標を大きく上回る実績を達成することができており、村民のニーズの高さが推察されます。これらの取組については、更なるニーズの拡大に対応できる施策展開について十分検討を行い、実施に向けた取組を実施してまいります。

また、達成できなかった項目については、状況やニーズを正確に把握し、実施方法の検討・見直しを行いながら、目標達成に向けて取り組みます。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 住み慣れた地域でいつまでも健やかに、 安心して暮らせる村づくり

～ 地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの推進 ～

本村における全ての高齢者が、いつまでも健康で安心して生活を営めるよう、本計画においても前計画の考え方を継承します。また、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの推進を図り、一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活を送れるよう、地域全体で支え合う村づくりを目指します。

#### 【地域共生社会】

子ども・高齢者・障がい者など全ての人が暮らしや生きがいとともに創り、高めることができる社会。制度・分野の枠や支える側・支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域社会を創るという考え方。

#### 【地域包括ケアシステム】

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援等が切れ目なく一体的に提供される体制。

### 2. 基本方針

#### 1) 高齢者の生きがいづくりと介護予防の充実

いつまでも生きがいを持って、自立した生活を営むためには、地域の様々な場に積極的に参加・参画することが重要になります。

高齢者がこれまで得た技能や豊かな経験を活かせる場を創出するとともに、老人クラブ活動や生涯学習・文化・スポーツ等を通じた生きがいづくり、ボランティア・地域交流サロン活動や就労等による積極的な社会参加を促進するなど、多様な生きがいづくりを支援します。

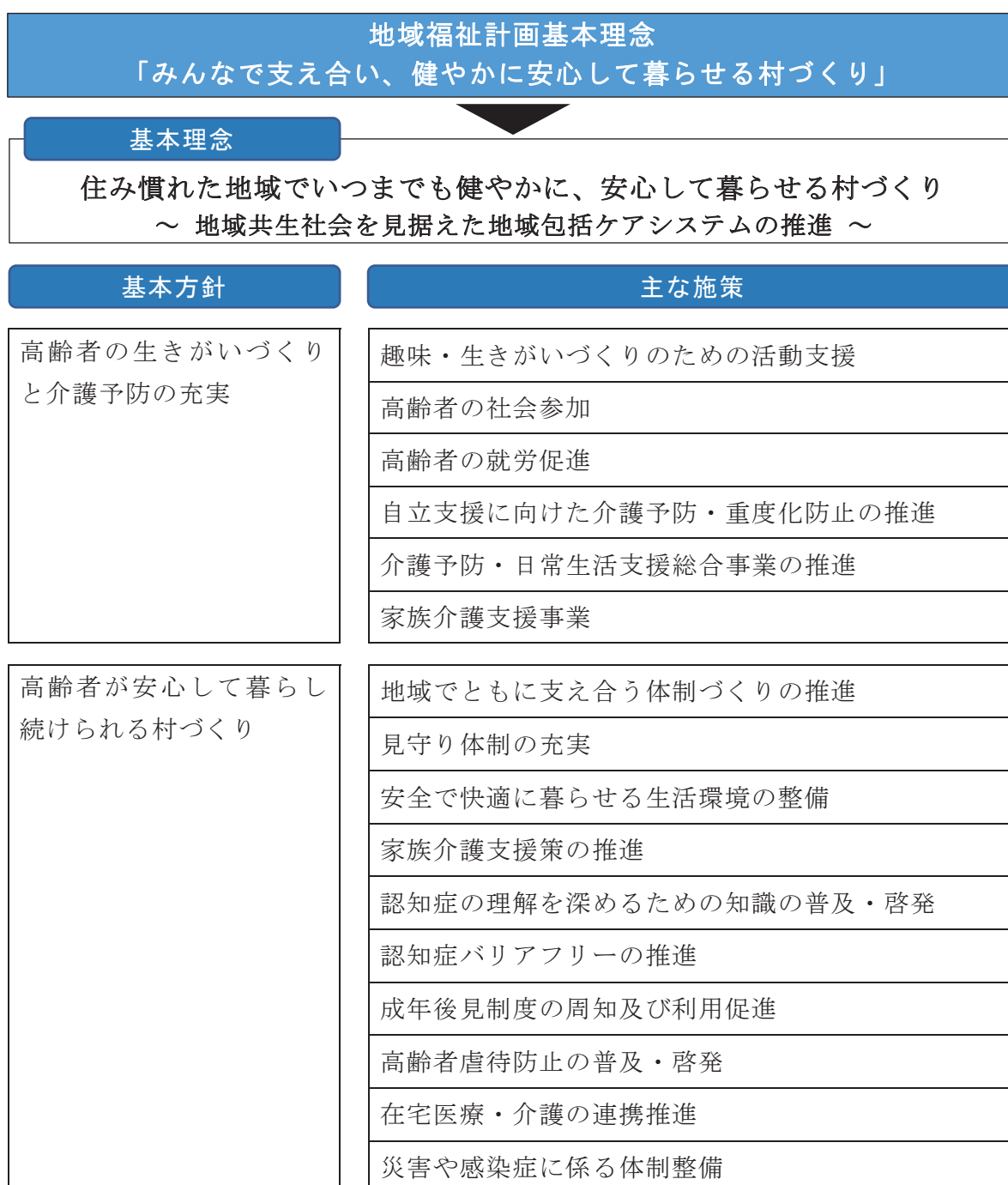
また、いつまでも健やかにいきいきと充実した日々を送るためには、介護予防・重度化防止や生活習慣を改善し、日頃から健康づくりに取り組むことが重要です。自立支援や介護予防、重度化防止の取り組みを推進するため、専門職による支援の充実を図り、高齢者の保健事業と介護予防が一体的に実施できる体制を構築するとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

## 2) 高齢者が安心して暮らし続けられる村づくり

いつまでも安心して暮らし続けるために、通院や買い物等の交通手段の確保や、地域でともに支え合う互助の体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指します。

住まい・医療・介護・予防・日常生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進を図るとともに、認知症施策や権利擁護、医療・介護連携の推進に努めます。また、自然災害や感染症に対する体制を拡充し、地域で安心して暮らし続けられる村づくりを目指します。

## 3. 施策の体系



## 第5章 施策の展開

### 1. 【基本方針1】高齢者の生きがいくくりと介護予防の充実

#### 1) 現状と課題

高齢者がこれまで得た技能や豊かな経験を活かし、積極的に社会に参加・参画することは、介護予防や認知症予防につながるだけでなく、地域の活力を維持・活発化するために必要になります。アンケート調査の結果から、本村の高齢者のおよそ半数が、「趣味や生きがいが思いつかない」と回答しています。いつまでも生きがいをもって生活を営めるよう、老人クラブ活動及び生涯学習・文化・スポーツ活動等の支援に努めます。

また、令和22年(2040)年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸することを目指す「健康寿命延伸プラン」の実現のため、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣づくり」、「疾病予防・重症化予防」、「介護予防・フレイル対策」、「認知症予防」に関する事業に取り組みます。

本村においても、高齢者の健康の維持のために、一人ひとりが身体や健康に対する理解を深め健康寿命の延伸を目指しています。また、高齢者が介護サービスに頼ることなく、住み慣れた地域で元気にいきいきと生活を営むためには、自らの健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことが必要です。アンケート調査の結果から、今後の生活で心配なこととして、「自分や家族の健康」、「自分や家族が認知症になること」などが上位に挙げられています。これらの心配ごとを払拭・軽減するために、健康づくりと介護予防の充実を図ります。

#### 2) 今後の取り組み

高齢者が趣味や生きがいを持って張り合いのある人生を送るために、家庭や地域、職場などの各分野で培った豊かな経験や知識、技術を発揮できるよう、高齢者が活動できる場を提供し、参加・参画しながら趣味や生きがいくくりを支援します。

また、主体的な介護予防の重要性を啓蒙し、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業を推進します。また、KDB(国保データベース)等の定量・定性データを活用して、地域の健康課題や対象者を把握し、課題に応じた保健事業や介護予防、ハイリスク者への支援を実施します。

#### 【趣味・生きがいくくりのための活動支援】

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
長寿祝金贈呈者数(人)	37	36	45
地域交流サロン活動助成金交付団体数(団体)	10	11	13

地域交流サロン参加者数（人）	100	110	130
----------------	-----	-----	-----

【高齢者の社会参加】

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
シルバー人材センター登録会員数（人）	46	48	50
高齢者移動支援事業・タクシー助成者数（人）	100	100	100

【高齢者の就労促進】

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
就労的活動支援コーディネーター配置数（人）	—	—	1

【自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進】

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
一般介護予防事業・介護予防教室開催回数（回）	60	60	60
介護予防教室開催参加者延べ人数（人）	600	600	600
地域ケア個別会議・自立支援検討部会開催回数（回）	4	4	4

【介護予防・日常生活支援総合事業の推進】

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
生活支援サービス事業数（件）	2	3	3
生活支援サービス利用者延べ人数（人）	60	75	75

【家族介護支援事業】

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
総合相談延べ件数（件）	480	480	480
介護予防ケアマネジメント延べ件数（件）	360	360	360

## 2. 【基本方針2】高齢者が安心して暮らし続けられる村づくり

### 1) 現状と課題

本村では、令和5（2023）年9月現在、総世帯に占める高齢者世帯（単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯）の割合は41.1%となっています。今後、さらに高齢者夫婦世帯等が増加することにより、家庭での介護力不足が予想されます。

また、アンケート調査から、「移動手段が限られている」、「集まる機会・場が少ない」、「相談できる相手がいない」、「認知症になった場合の相談窓口を知らない」、「地震等災害時に一人で避難することができない」などが挙げられています。

行政やサービス事業者だけではなく、村民の相互扶助やボランティアグループなどの民間活力が力を合わせ、生活支援体制の強化を図り、高齢者が安心して暮らし続けられる村づくりを目指します。

### 2) 今後の取り組み

#### 【地域でともに支え合う体制づくりの推進】

少子高齢化や高齢者世帯の増加、ハード面の制約などにより、買い物や通院の交通手段の確保、相談相手、ゴミ出しなどの生活支援が一層必要になっています。地域ごとにそれぞれ社会資源が異なるため、きめ細かな対応をするためには、地区ごとに住民主体の支え合う仕組みを構築していかなければなりません。第1層（村全体）に生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の把握とサービスの創出に取り組むとともに、状況に応じ、第2層（地区単位）にも配置するよう努めます。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
生活支援コーディネーター配置数（人）	2	6	6
地域ケア推進会議、第1層協議体開催回数（回）	1	1	1
地域支え合い活動数（件）	—	—	1

#### 【見守り体制の充実】

宅配事業者や生活関連の事業者との見守り協定を増やしていきます。また、協定締結事業者と連携し、情報交換や緊急時の対応などの事例を積み重ね、協定の実効性を高めていきます。

また、地域のボランティアや住民組織が自発的に取り組む見守りの活動が定着し、さらに広がっていくように、その活動の周知や啓発など支援をしていきます。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
高齢者等見守り事業数（件）	2	2	2

高齢者見守り事業対象者延べ人数（人）	60	60	60
高齢者等見守り協定締結数（件）	6	6	7
地域支え合い活動団体数（団体）	—	—	1

#### 【安全で快適に暮らせる生活環境の整備】

アンケート調査では、日常生活の困りごとに、「近くに買い物をする場所がない」、「買い物に行くのが困難」、「外出の際の移動手段」などが課題として挙げられています。自家用有償運送などの導入により、地域に応じた高齢者の移動手段の確保に努めます。

また、これら課題の他、高齢化や高齢者世帯の増加に伴い、買い物や食事の準備に支援が必要な方が出てくることが予想されます。令和2（2020）年7月に配食サービスを拡充し、令和4（2022）年以降、利用者が述べ240人を超えるなど、利用ニーズは高まっており、更なる配食サービスの周知及び充実に向けて、安心して食事ができるよう努めます。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
福祉有償運送・移送サービス利用延べ人数（人）	180	180	200
高齢者移動支援事業・タクシー助成人数（人）	100	100	100
緊急通報体制整備事業利用延べ人数（人）	96	96	120
配食サービス利用延べ人数（人）	240	240	240
生活支援ハウス利用人数（人）	10	10	10

#### 【家族介護支援策の推進】

本村では、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の方が増加傾向にあります。認知症カフェや介護家族交流会の立ち上げ支援を行うとともに、開催等を通じて、認知症の人本人だけでなく、家族等の主な在宅介護者への支援を行います。また、おむつ支給事業を継続し、家族の経済的負担などを軽減します。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
認知症カフェ開催回数（回）	12	12	12



在宅高齢者日常生活援助事業・おむつ給付述べ件数（件）	90	90	90
高齢者補聴器購入助成事業・助成件数（件）	5	5	5
小規模多機能ホーム利用者負担軽減延べ人数（人）	72	72	72

#### 【認知症の理解を深めるための知識の普及・啓発】

アンケート調査では、今後の生活での心配ごとに、「自分や家族の認知症」が上位に挙げられており、回答者の約10%が自分または家族に認知症の症状があると回答しています。認知症の人やその家族をあたたく見守り支援する仕組みを作るために、地域住民や企業の職員、小中学校の児童などを対象に認知症サポーター養成研修を実施します。

また、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図るために、出前講座や村広報誌などによる情報発信を行います。あわせて、地域包括支援センターの認知症に関する相談窓口、若年性認知症の人が早期に相談できる相談窓口を周知します。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
認知症サポーター養成研修開催回数（回）	3	3	3
認知症カフェ開催回数（回）	12	12	12
認知症ケアパス数（件）	1	1	1

#### 【認知症バリアフリーの推進】

本村において、認知症サポーター養成者数は増加傾向にありますが、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、認知症の人やその家族と認知症サポーターをつなげる仕組み（チームオレンジなど）がなければなりません。

また、役場内関係課や事業者、地域の関係機関・団体などと連携を図り、認知症になっても今までのように暮らし続けていけるよう、様々な障壁を減らしていく認知症バリアフリーの取り組みを推進します。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
認知症サポーター養成者数（人）	30	30	30
チームオレンジ設置数（件）	—	—	1
認知症地域支援推進員設置数（人）	3	3	3

認知症初期集中支援チーム設置数（か所）	1	1	1
---------------------	---	---	---

#### 【成年後見制度の周知及び利用促進】

成年後見制度は、認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成 12（2000）年 4 月 1 日に始まりました。

本村では、久慈市・洋野町・野田村の久慈圏域 3 市町村と連携し、平成 28（2016）年 12 月に久慈地域成年後見センターを合同設置して、成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ってきました。

アンケート調査を見ると、回答者の 26.7%が成年後見制度の「名前も内容も知らない」、43.9%が「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」と回答し、「名前も内容も知っている」が 20.9%にとどまっているため、さらなる周知や必要な人への利用促進が必要になっています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画を「第 2 次普代村地域福祉計画」と一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

項 目	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
権利擁護・成年後見制度の周知（回）	1	2	2
首長申立て件数（件）	—	—	1

#### 【高齢者虐待防止の普及・啓発】

平成 18（2006）年 4 月 1 日に施行された「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、家庭における養護者などによる虐待により、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていることを発見した方は、各市町村の相談窓口や地域包括支援センターへ通報しなければならないとされています。

虐待防止に関する村民への周知を継続するとともに、介護者への支援を強化するなど、関係機関と連携しながら、虐待の発生を未然に防ぐ取り組みを推進します。

項 目	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
高齢者等虐待防止の周知（回）	1	1	1
相談窓口の設置数（か所）	1	1	1

#### 【在宅医療・介護の連携推進】

後期高齢者の増加に伴い、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ高齢者が増加する

ことが見込まれます。アンケート調査では、「自宅で家族の介護を中心に受けながら生活したい」、「自宅で介護保険等の公的サービスを利用しながら生活したい」が上位に挙げられています。

アンケート調査から、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の「名前も内容も知っている」は5.8%であり、「名前も内容も知らない」は76.3%と、村民への周知が課題となっています。対象者の人生観や価値観、希望に沿った医療や介護を具体化できるよう、継続して周知を図ります。

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活を営めるよう、継続して地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
医療・介護従事者向け研修の開催回数（回）	1	1	1
在宅医療・介護に関する住民向け講座開催回数（回）	3	3	3

#### 【災害や感染症対策に係る体制整備】

令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震や平成23（2011）年3月東日本大震災をはじめ、近年多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。特に高齢者は、心身機能の低下などのため、迅速な避難が困難なことから、災害の犠牲になるリスクが高まります。また、新型コロナウイルス感染症など新興感染症が出現・流行し、重症化リスクの高い高齢者への感染拡大が懸念されています。

アンケート調査から、「災害時に一人で避難できない」や「（一人暮らしや家族が不在の場合）近所にあなたを助けてくれる人がいない」が16.3%となっています。また、災害予防について、34.5%の人が「特に対策はしていない」と回答しています。その他、日常の困りごとや今後の生活での心配ごととして、「新型コロナ感染対策」が上位に挙げられています。

これらのことから、災害発生や感染症流行下においても地域で安心して暮らし続けることができる体制を整備していきます。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
避難行動要支援者名簿登録者数（人）	15	15	15
避難行動要支援者名簿登録者の個別避難計画策定率（%）	50	75	100
介護保険事業所の業務継続計画（BCP）の策定率（%）	100	100	100

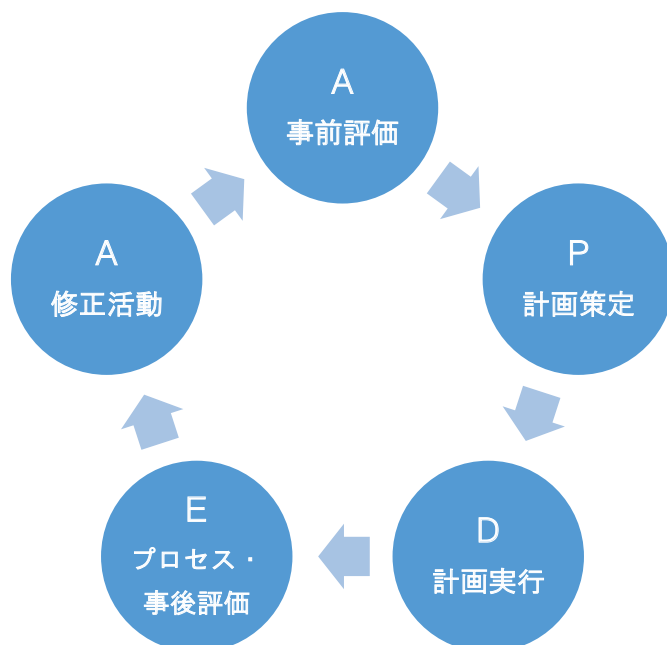
## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 施策の進捗管理

本計画に基づく事業を効果・効率的に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握するとともに公表し、計画策定と同様に村民の意見を反映させていくことが重要になります。そのため、定期的に、本計画の進捗状況をアセスメントし、社会の情勢や村民の意向などを踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

#### 【APDEAマネジメントサイクルによる計画策定】

- ・ 事前評価（A：Assessment）
- ・ 計画策定（P：Planning）
- ・ 計画実行（D：Do）
- ・ プロセス・事後評価（E：Evaluation）
- ・ 修正活動（A：Action）



### 2. 推進体制

計画の取り組みが高齢者全般に関わることから、高齢者福祉の担当部署のみならず、関係部署との連携を強化し、一体となり計画を推進します。また、村民、民生委員・児童委員、地域の活動団体、ボランティア団体、医療・介護事業所などの関係機関・団体と連携を図りながら計画を推進します。

# 資料編

## 【資料 1 : 用語解説】

### 【か行】

用 語	用語の解説
介護サービス	介護保険に加入している人に介護が必要になったときに受けられる公的サービス。
介護保険事業計画	市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。期間は3年間。(久慈圏域では久慈広域連合が策定)
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の実情に応じて取り組むことができる地域支援事業の1つで、要支援1及び2の認定者並びにチェックリストにより事業対象者と認定された方の訪問・通所介護が対象となる。
介護予防把握事業	地域の実態・ニーズ調査により収集した情報の活用により、自宅での閉じこもりやうつ病、栄養不足など何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、介護予防活動へ繋げることを目的とした事業。
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する基本的な知識の普及を目的とした講座等の開催を通じ、住民一人ひとりの主体的な介護予防活動を支援していく事業。介護予防教室や運動教室など。
看護・介護・保育職養成奨学資金貸付金	普代村に住民登録し、普代村に居住している者又は、他市町村に住む者で、採用後、普代村に居住する者で、看護・介護・保育職の業務に従事しようとする者に対して、奨学金の貸し付けを行う。
緊急通報体制整備事業	ひとり暮らしの高齢者や、重度身体障がい者等が家庭において急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切に対応し、安心して生活できるよう、緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与する。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人に代わり、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。

### 【さ行】

用 語	用語の解説
在宅老人日常生活総合援助事業(おむつ購入助成)	在宅で介護を受けている高齢者及び重度障がい者に対し、紙おむつを給付することにより、要介護者の衛生的生活を保持し、介護者の負担の軽減を図る。

用語	用語の解説
社会福祉協議会	地域の様々な福祉課題に対してサービス提供を行う社会福祉法人。各種地域福祉サービスの提供、民生児童委員活動の支援、ボランティア活動の支援、災害時のボランティア活動、生活福祉資金の貸付、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業等に取り組む。
生涯学習	社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味等の学校教育以外の学習機会。主に教育委員会が事業を実施する。
シルバー人材センター	定年退職者などの高齢者に、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいづくりに取り組む。
シルバーリハビリ体操 (指導者養成講座)	関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを目的とする体操。立つ・座る・歩くなど、日常の生活を営むための動作の訓練となる。平成 29 (2017) 年度より指導者養成講座が開催されており、ボランティアの育成を行っている。
生活支援コーディネーター	地域包括支援センターに配置され、高齢者の生活支援と高齢者の介護予防の基礎となる部分を構築するために、サービスの開発・育成、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングを行う。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害、発達障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

#### 【た行】

用語	用語の解説
団塊の世代	第二次世界大戦直後の 1947 年（昭和 22 年）～1949 年（昭和 24 年）第一次ベビーブームに生まれた世代。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	個別ケースの支援内容の検討を通じて地域の課題を把握し、解決を図り地域づくりを推進していくために地域包括支援センターまたは市町村が開催する介護や福祉などの専門職や地域関係者による会議。



用語	用語の解説
地域交流サロン	高齢者等の生きがいがづくり、健康づくり及び社会参加の促進などを目的として交流活動を行う集会施設や民家、空き店舗などの地域交流拠点及びその活動。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会構造。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防ケアマネジメント、相談支援、権利擁護等に取り組む。
長寿祝金	100歳及び88歳に到達した高齢者への祝い金（88歳の長寿祝金は、令和5（2023）年度から実施）。

#### 【な行】

用語	用語の解説
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたかく見守り、支援する応援者。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。
認知症地域支援推進員	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療・介護及び生活支援の様々なサービスを連携させ、効果的な支援を行う者。

#### 【は行】

用語	用語の解説
配食サービス	高齢者や障がい者などを対象に、味付け、栄養バランスなどに配慮した調理済みの食事を自宅に届けるサービス。
バリアフリー	高齢者や障がい者にとって安全かつ、住みよい社会を作るために、日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや、情報に関わる障壁などを取り除いていくこと。

用語	用語の解説
避難行動要支援者名簿	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」を災害に備えて地域全体で支援していく取り組みを進めるため、災害基本法に基づき、市町村が作成する名簿。事前に情報提供の同意のあった要支援者の名簿は、防災関係機関や地域自治組織等に配布され、平常時の見守り活動等にも活用される。
福祉有償運送（移送サービス）	社会福祉法人等が自家用自動車を使用して、身体障がい者、要介護者の移送を行うサービス。
フレイル	加齢とともに心身の活力（例えば運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存の影響もあり、生活機能が障がいされ心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。

#### 【ま行】

用語	用語の解説
見守りサービス	遠くにいる家族に代わって1人暮らしの高齢者の安否確認や安全確保、さらには緊急時における適切な対応など。介護保険は適用されない。
民生委員 （民生児童委員）	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の相談に応じ、必要な援助を行う。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

#### 【や行】

用語	用語の解説
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザイン。
要介護・要支援	介護サービスを受ける際に、その状態がどの程度なのかを判定するもの。市町村に認定を申請し、介護認定審査会を経て認定を受ける。

#### 【ら行】

用語	用語の解説
老人クラブ活動	高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくために、各地区の老人クラブや市町村老人クラブ連合会が取り組む健康活動・友愛活動・ボランティア活動。



【資料 2：普代村高齢者福祉計画策定委員会設置要綱】

**普代村高齢者福祉計画策定委員会設置要綱**

(設置)

第 1 普代村高齢者福祉計画（以下「計画」という。）の策定について広く意見を求めるため、普代村高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認められること。

(組織)

第 3 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見を有する者
- (4) その他必要と認められる者

2 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 委員会は、村長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(補則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

【資料3：普代村高齢者福祉計画策定委員会委員名簿】

◆委員

所属団体等	役職名	氏名	備考
普代村社会福祉協議会	会長	宇部由明	委員長
普代村行政連絡員協議会	会長	新屋喜久男	副委員長
普代福祉会	理事長	大上重信	
普代村民生児童委員協議会	会長	畠山伊代子	
普代村身体障害者相談員	相談員	下道茂子	
普代村知的障害者相談員	相談員	釜谷壽人	
普代村老人クラブ連合会	会長	下谷地良一	
普代村シルバー人材センター	会長	大村耕一	
普代中学校PTA	会長	金子佑季子	
普代小学校PTA	会長	齋藤勝	
はまゆり子ども園PTA	会長	前川彩乃	
つちのこ保育園利用者	保護者代表	鬼束恵理香	
普代村国民健康保険診療所	所長	荒谷宗充	
久慈警察署普代駐在所	所長	小野寺誠	
久慈消防署普代分署	分署長	工藤俊一	

◆オブザーバー

所属団体等	役職名	氏名	備考
県北広域振興局 保健福祉環境部 企画管理課	課長	高橋永江	
久慈広域連合 介護保険課	課長	田高慎	
久慈地域成年後見センター	権利擁護支援 係長	向井知成	

(敬称略)





